

地域包括支援センターから 各種制度のお知らせ

安心できる毎日のために

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、財産管理や生活に必要な契約など法律行為を行うことが必要となった場合に、家庭裁判所で選任された成年後見人等が、本人に代わって財産管理や法律行為を行い、本人の権利と財産を守る制度です。

こんな時「成年後見制度」の利用を考えてみましょう

- 父母がよくわからないまま契約をしてしまうようになった。
- お金の管理ができなくなった。
- 福祉施設に入りたいが手続きができな。
- 父親が認知症になり、不動産の処分や財産管理ができなくなった。
- 認知症の母が入院したので、入院費を払うため本人の代わりに金融機関からお金をおろしたい。



日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、生活支援員が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いする制度です。

こんな時「日常生活自立支援事業」の利用を考えてみましょう

- 公共料金の支払いを忘れることがある。
- 月々のお金を計画的に使うことができない。
- 年金証書や預金通帳など大事な書類を無くすことがある。
- 福祉サービスを利用したいが、手続きを手伝ってほしい。

高齢者虐待を 防ぎましょう

平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行され、虐待に気づいた人は市町村に通報する義務があることが定められました。虐待を見つけた場合、早めに通報あるいは相談することが事態の深刻化を防ぎます。虐待は家族などの介護をしている養護者によるもの、介護施設従事者（ホームヘルパーやデイサービスの職員、施設の介護職員など）によるものの2つに分けられます。

高齢者虐待が起きる背景には 一人で抱え込まない・悩まない

高齢者虐待が起きる背景には、虐待者の性格や、虐待者と高齢者本人のこれまでの人間関係、高齢者本人の認知症による言動の混乱があったり、虐待者自身が介護や認知症のことを良く知らない・介護によりストレスがたまるなどの理由で、心身ともに疲れ切つて、追い詰められている状況が少なくありません。虐待をしている人も、ある意味では被害者と言えます。在宅における介護の場合、介護保険サービスを利用

することで日々の介護負担を軽減し、介護者自身がリフレッシュを図ることが大切です。また身近な家族からの感謝や励ましの言葉、ご近所の方からの挨拶や声かけが、介護者にとって何よりの心の支えとなります。

各制度の詳細については、町Hd (<http://www.town.yakumo.lg.jp/>)をご覧ください。

また、各団体やグループの総会、会合の場にご説明に伺いますので、お気軽にお問い合わせください。

【相談・問い合わせ先】
保健福祉課包括支援係
(シルバープラザ内)
0137-65-5001
熊石総合支所
住民サービス課包括支援係
01398-2-2365

こんなことが虐待にあたります

区分	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲を負わせる。 ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与え身体拘束、抑制をする。
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄などの失敗を笑ったり人前で話したりして恥をかかせる。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視するなど。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗に対する罰として下半身を裸にして放置する。 ・ キス、性器への接触など。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 年金や預金を勝手に使ってしまうなど。 ・ 自宅等を本人に無断で売る。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。 ・ 長時間の空腹状態、脱水、栄養失調。 ・ 室内がゴミだらけなど劣悪な住環境の中での生活など。